

選手登録規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟という）の選手登録に関することを定める。

第2条 選手登録料並びに登録者の年齢の範囲は次表の通りとする。

【接触競技】

登録名	性別	登録可能年齢	登録金額
アンダージュニア (UJ)	男女	満6～15 歳	年3,000 円
高校生	男女	満15～18 歳 (定時制は19 歳まで可とする)	年4,000 円
大学, 社会人	男女	満18～40 歳	年5,000 円

【非接触競技】

マスボクシング	男女	満6 歳～	年3,000 円
---------	----	-------	----------

第3条 選手は毎年都道府県連盟を通じ、所定の手続きにより、日本連盟に選手登録をし、2条記載の登録料を支払わなければならない。

第4条 選手登録は、日本連盟が指定するフォームに申請し、日本連盟事務局が受理、登録料の支払いが完了した時に効力を生じる。尚競技会主催者は、選手が選手手帳を携帯していない場合でも選手からの登録料支払いと登録申請と承認手続きが終了していることを確認できる場合には主催者の判断により選手の競技への参加を認めることができる。

第5条 選手が競技会に参加するには、常に選手手帳を提示しなければならない。

但し、競技会主催者は、選手が選手手帳を携帯していない場合でも、選手からの登録料支払いと登録申請手続きが終了していることが確認できる場合には、主催者の判断により選手の競技への参加を認めることができる。

附則

1. この規程は、平成25年5月25日から施行する。
2. この規則は、令和2年10月31日に改定施行する。
3. この規則は、令和3年6月13日に改定施行する。
4. この規則は、令和6年3月 7日に改定施行する。